

身体障害者巡回相談

と き 4月10日(火)
午前9時30分～11時
(受け付けは午前10時40分まで)

ところ 市役所1階市民ホール

対象者 肢体不自由者

内容 補装具の交付・修理の相談など(要予約)

持ち物 身体障害者手帳・補装具
(お持ちの人のみ)・印鑑

問 市役所1階障害福祉課
TEL25-5031、FAX25-5511
(障害福祉課)

元気アップ講座

《口腔体操とコミュニケーション》

と き 4月23日(月)
午前10時～11時30分

内容 笑顔で健康的な生活を送るために、明るく元気な声を出しましょう。

講師 村井守さん

募集期間 4月10日(火)～17日(火)

《体操》

と き 5月7日(月)
午前10時～11時30分

内容 音楽に合わせた楽しい体操で頭と体を動かしましょう。

講師 NPO法人元気アップ
AGEプロジェクト

募集期間 4月10日(火)～27日(金)

《暮らしの安全》

と き 5月14日(月)
午前10時～11時30分

内容 日常に潜む危険や犯罪から身を守る意識を高めましょう。

講師 亀岡警察署署員

募集期間 4月10日(火)～5月7日(月)

《共通》

ところ あんしん長寿センター
(ガレリアかめおかエイジレスセンター内)

定員 25人(応募多数の場合は抽選)

参加料 無料

申し込み **問** あんしん長寿センター
TEL29-2133
(高齢福祉課)

既存集落まちづくり区域指定制度がスタートします

人口減少や少子高齢化が進展している市街化調整区域の既存集落の地域活力の維持・向上を図るため、モデル的に保津町の一部を区域指定しました。

指定区域内においては、都市計画法の許可を受けることで、自己居住用の専用住宅や小規模店舗などの一定の建築物を建築することが許容されます。

指定区域、許容する予定建築物の用途や許可手続きなど、本制度の詳細については、市役所2階都市計画課に確認してください。

※本制度は都市計画法に基づく制度であり、他法令による手続きは別途必要になります。

※市街化調整区域で定住促進や空き家対策に積極的に取り組んでおられる地域のまちづくりの支

援策の一つです。

問 市役所2階都市計画課
TEL25-5047、FAX23-5000
(都市計画課)

産後ケア講座 (ボディケア)

と き 4月26日(木)
午前10時～正午

ところ 亀岡市保健センター2階

対象 おおむね産後4カ月までの人

内容 ママのカラダを知り産後の骨盤を整える、セルフケアの体験

講師 都智華子さん(ボディケアセラピスト)

定員 15人(先着順、参加無料)

申し込み **問** 4月24日(火)までに電話で亀岡市子育て世代包括支援センターBCome(保健センター内) TEL55-9150
(こども未来課)

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介いたします。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《被害急増 電話で「キャッシュカードを預かる」は詐欺です》

【トラブル事例】

突然、警察官を名乗る人物から「振り込め詐欺の犯人を逮捕したが、あなたの口座が悪用されていた。このままでは預金引き出せなくなるので、キャッシュカードを作り変える必要がある」と電話があった。「新しいキャッシュカードを作るのでカードを預かってほしい。今から銀行協会の者をお宅に向かわせる。迅速な手続きのために、暗証番号を確認したい。あなたの暗証番号は1111ですね」と言ったので「違いますよ〇〇〇ですよ」と本当の暗証番号を伝えてしまった。電話の最中に、身分証明書を首から下げた銀行協会職員を名乗る男が来たので、キャッシュカードを渡してしまった。あっという間の出来事で考える間もなかった。不審に思い、後日金融機関で預金を調べると引き出されてしまっていた。

【消費者へのアドバイス】

事前に電話でキャッシュカードの暗証番号を聞き出し、その後銀行協会や銀行員などになりました共犯者が、キャッシュカードを受け取りに来て預金を引き出される被害が増えています。電話中や電話の直後にキャッシュカードを取りに来るので、考えたり家族に相談する間もないうちに被害に遭っています。

警察官や金融機関職員などがキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません。それ以外でも、他人に暗証番号を教えるはいけません。

このような電話がかかってきたら、すみやかに電話を切り、最寄りの警察に通報してください。また、年金を受給されている高齢者の人は、特に「偶数月の15日過ぎ」に注意してください。

なお、少しでも不安に思ったときは、消費生活センターで相談してください。

問 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**
お住まいの地域の消費生活センターにつながります。
【亀岡市消費生活センター】
市役所1階市民課内(5番窓口)
TEL25-5005、FAX25-5021



(消費生活センター)

ふるさとバス、コミュニティバスをご利用ください